

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学  
学長代行 理事 松野丈夫

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改正後  | 現行   |
|--|--|
| <p>第1条～第3条（略）<br/>（給与の支給日等）</p> <p>第4条 基本給及び諸手当（期末手当，勤勉手当及び診療従事等教員特別手当を除く。）の計算期間は，1の月の初日から末日までとする。</p> <p>2 基本給は，毎月1回，17日（17日が日曜日に当たるときは15日，17日が土曜日に当たるときは16日，17日が休日に当たるときは18日）に，<u>その月の月額的全額を支給する（旭川医科大学職員の労働時間，休日，休暇等に関する規程（平成16年旭医大達165号）第21条第1項第6号及び第7号に規定する産前産後休暇の期間を除く。）</u>。ただし，事務処理上やむを得ない事情のため，その日に支給することができないときは，翌月の基本給の支給日に支給することができる。また，各月の末日までに，欠勤等の事由により，支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には，翌月以降の基本給において，これを精算する。</p> <p>3～7（略）</p> | <p>第1条～第3条（略）<br/>（給与の支給日等）</p> <p>第4条 基本給及び諸手当（期末手当，勤勉手当及び診療従事等教員特別手当を除く。）の計算期間は，1の月の初日から末日までとする。</p> <p>2 基本給は，毎月1回，17日（17日が日曜日に当たるときは15日，17日が土曜日に当たるときは16日，17日が休日に当たるときは18日）に，<u>その月の月額的全額を支給する。</u>ただし，事務処理上やむを得ない事情のため，その日に支給することができないときは，翌月の基本給の支給日に支給することができる。また，各月の末日までに，欠勤等の事由により，支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には，翌月以降の基本給において，これを精算する。</p> <p>3～7（略）</p> |

第5条～第36条 (略)

(期末手当の除外者)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)～(4) (略)

(5) 基準日（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日）に次に該当する職員

イ 就業規則第13条第1項第3号から第6号までの規定に基づく無給退職者

ロ 就業規則第13条第1項第2号の規定に基づく刑事退職者

ハ 就業規則第37条第1項第3号の規定に基づく停職者

ニ 就業規則第13条第1項第1号の規定に基づく無給退職者、又は育児休業等規程第5条の規定に基づく育児休業者のうち、基準日以前6箇月以内の期間に勤務した期間（労働時間等規程第15条に規定する休暇及び同規程第24条に規定する介護休業の期間を含む。）がない者

(6) (略)

第38条～第39条 (略)

(退職者の給与)

第40条 (略)

2 (略)

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第1号の規定に基づき退職にされたときは、その退職の期間中、給与を支給しない。

4～8 (略)

第5条～第36条 (略)

(期末手当の除外者)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)～(4) (略)

(5) 基準日（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日）に次に該当する職員

イ 就業規則第13条第1項第1号又は第3号から第6号までの規定に基づく無給退職者

ロ 就業規則第13条第1項第2号の規定に基づく刑事退職者

ハ 就業規則第37条第1項第3号の規定に基づく停職者

ニ 育児休業等規程第5条の規定に基づく育児休業者のうち、基準日以前6箇月以内の期間に勤務した期間（労働時間等規程第15条に規定する休暇及び同規程第24条に規定する介護休業の期間を含む。）がない者

(6) (略)

第38条～第39条 (略)

(退職者の給与)

第40条 (略)

2 (略)

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第1号の規定に基づき退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、基本給等のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4～8 (略)

第41条～第45条 (略)

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、改正後の第4条第2項による産前産後休暇にかかる規定は、令和5年4月1日以降新たに産前休暇を取得した者から適用し、第40条第3項の規定は、令和4年4月1日以降新たに休職となった者から適用する。

別表第1～別表第8 (略)

**【改正理由】**

同一労働同一賃金への対応するために、所要の改正を行うものである。

第41条～第45条 (略)

別表第1～別表第8 (略)